

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：福島棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

瑞穂村地域 福島の棚田。範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 令和6年度まで福島棚田の現在の耕作面積を維持する。(継続)
- ・ 令和6年度までにプロジェクトチームを組み、18haの棚田地域エリアの利用計画を作成し、さらに、放棄地ゼロの取組として、景観作物等の作付を行う。(新規)
- ・ 令和6年度までに棚田エリアの鳥獣害対策として、エリア周囲全体を囲む防護柵の設置及び回避作物の導入を検討する。(新規・拡充)

##### ② 担い手の確保

- ・ 令和6年度までに地域内の担い手を明確にし、4人以上確保し、耕作放棄地が発生しないよう受け皿となる体制を整える。(新規)
- ・ 草刈り等の福島棚田の保全活動に係る人を、区内の非農家及び区外から5名以上募り、協力者名簿として整理する。(新規) 【集落機能性の向上】

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ① 農産物の供給の促進

- ・ 令和6年度までに、福島棚田米として販売する米(主食用及びその他)の販売額を60万円から80万円以上とする。(新規) 【生産性向上】
- ・ 令和6年度までに18haの棚田地域エリア内でおいしいお米(食味値85以上)の栽培を促進するために、米食味コンクールへの出品数を現状の3点から6点に増やす。(拡充)

##### ② 良好な景観の形成

- ・ 棚田の石垣の補修・修繕を行うほか、棚田の石垣の補修に関する講習会を開催し、区民参加による石垣の修繕に取り組む。(新規)
- ・ 水源水路・石垣の保全、道路の維持及び集落内の雑草地をなくし、地域から眺める景観の美しさを保全する。(継続)

##### ③ 伝統文化の継承

- ・ 市指定有形民俗文化財「万仏山観音石造及び本尊」や点在する石造物について、歴史的、文化的な観点からの学習の機会を創出し、理解を深めるとともに、PRパンフレットや棚田内の散策路のルート設定に活かす。(新規)

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

#### ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 令和6年度までに、田植え、稲刈り等協議会が開催する交流の場に、区外、市外から、年間延べ100人の参加者を確保する。(ただし、コロナ禍が継続し、このような交流会を開催できない年は、目標から除く。) (拡充)

#### ② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 石積み棚田の形成の歴史や石積みに見られる特徴、石造物や神社等、福島棚田の歴史文化の学習会や自然観察会の開催を通して、福島棚田の理解を深めるとともに、その魅力を発信する。(新規・拡充)
- ・ 令和6年度までに、これらの学習内容を素材として、福島棚田をPRするパンフレットを作成する。また、これらの学習内容を素材として、案内看板を設置し、棚田をめぐる散策路を設置し、整備を行う。(新設)
- ・ 令和6年度までに遠くから見える福島棚田の夜景を活用したホテル祭り・火祭りを開催し、観光客を誘客する。(新規)

上記に掲げるほか、目標数値を定めないが、協議会で取組む(検討しているものも含む。)事項については、次のとおりである。

#### (1) 「棚田等の保全」に次の取組みを加える。

##### 「担い手の確保」

- ・ 水田・そば畑のオーナー制を導入する。
- ・ 地域おこし協力隊の受入れ、福島棚田の振興の活動に携わってもらう。

##### 「生産性・付加価値の向上」

- ・ 棚田米の高品質米安定生産技術確立とブランド化を図り、棚田米の販売額を増加させる。
- ・ 担い手(組織)での農業機械・器具の共同利用体制を整え、作業の効率化及び負担軽減を図る。

#### (2) 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」に次の取組みを加える。

##### 「農産物の供給の促進」

- ・ 棚田米、そば、野菜等の「販売の場」を設け、販売し、福島棚田の農産物をPRする。
- ・ ふるさと納税の返礼品への登録、インターネットサイトでの販売を通じ、福島棚田の農産物の販路を拡大させる。

##### 「自然環境の保全・活用」

- ・ 東小学校の田植え・稲刈り、下高井農林高校とそば栽培等を行い、恵まれた自然環境を活用することで関係人口を増加させる。

##### 「良好な景観の形成」

- ・ 映画「阿弥陀堂だより」に使われた阿弥陀堂の保全管理体制を整え、観光資源と

して活用を図る。

「伝統文化の継承」

- ・ 日本和紙など伝統文化の展示、万仏山参道の三十三観音の保護及び獅子舞など祭りを行い、伝統文化の継承を図る。
- (3) 「棚田を核とした棚田地域の振興」に次の取組みを加える。

「棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興」

- ・ 「棚田まつり」を企画する。
- ・ 関係人口の創出・拡大のため、飯山市の友好提携都市等へ広報活動や周辺学校との協力を行う。
- ・ 企業の農作業体験を受入れ、関係人口の創出・拡大を図る。

「棚田を観光資源として地域振興」

- ・ 休憩小舎さんべを食事処として、通年営業（各季節に1日以上）を取組む。
- ・ 利用者の利便性、除雪の効率化のため、休憩小舎さんべの駐車場を整備する。
- ・ 観光客に、祭礼の灯籠持ちやイベントへの参加を呼び掛ける。
- ・ 農地をキャンプスペースとして観光客を受入れる。
- ・ 関係人口増加のため、福島棚田区域内に民泊所を設ける。
- ・ フォトコンテスト（四季を通じて）及びかかしコンテストを開催し、関係者やファンを増やすきっかけをつくる。

### 3 計画期間

令和3年4月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### 「1」指定棚田地域振興活動の内容

別添2の工程表に基づき実施することとする。

#### 「2」指定棚田地域振興活動の実施主体

上記「1」に掲げる指定棚田市域振興活動の実施主体は、主に下記5の福島棚田振興協議会の参加者である。

### 5 福島棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

福島棚田振興協議会は、福島区民、中山間福島集落協定構成員、区外の構成員、飯山市で構成する。構成員、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりである。